

# ヤングケアラーと社会的排除

## －ヤングケアラーの権利とは何か？－

淡路智典\*

Young Carers in Social Exclusion:  
What are Young Carers' Rights?

AWAJI Tomonori

### 1. ヤングケアラー<sup>1)</sup>とは何か？

ヤングケアラーとは、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている子どものこととされている。イギリスにおいて1980年代から調査が始まり、ヨーロッパ各国で一定程度受け入れられ、近年、日本でも各種の調査によって存在が明らかになり、対策が求められるようになってきている。しかし、その具体的な定義は各国で一致しておらず、細かい部分で差異が生じている。例えば英国発祥の英語の概念であるヤングケアラー (young carer) がドイツ語圏でどのように翻訳され、どのような属性と関連付けられたかを調査した研究がある<sup>2)</sup>。そこでは「アルコール依存症の親を持つ子ども」「病気の親を持つ子

---

\* 東北文化学園大学 経営法学部准教授

1) 厚生労働省の調査によれば世話をしている家族が「いる」と回答したのは小学生6年生で6.5%、中学2年生で5.7%、高校2年生で4.1%、大学3年生で6.2%。例外的な子どもたちとは言えない数である。<https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/000968886.pdf> (アクセス日2024年2月5日)

2) Marianne Frech (2018) Who are „Young Carers“? Analysis of the Use of the Term in German Speaking Countries and Development of a Definition

ども」「介護者としての子ども」「慢性疾患のある子どもの兄弟姉妹」など様々な状況でケアを引き受けている状況を見てとることができる。他にもヨーロッパ全土を対象とした調査でもヤングケアラーの認知度が不足しており、共通の定義の必要性が述べられている<sup>3)</sup>。また一部ではヤングケアラーという概念の広がりに対して、数や介護の悪影響が誇張されており、子どもの権利というアプローチは障害者や病気を持つ親の権利を損なうものだと批判する議論も現れている<sup>4)</sup>。

これらのことからわかるようにイギリス発祥のヤングケアラーは、他国でもその問題意識は受け入れられてはいるが、まだ統一的な内容を有しているとはいえないので、その内実を語り支援の方法を考えるためには各国の法制度を見ていくしかない。本論文では、主に日本の地方自治体のヤングケアラー条例を中心に見ていき、そこに盛り込まれている考え方を批判的に検討する。

イギリスでは2014年に「子どもと家族に関する法律」にてヤングケアラーに対する支援が国レベルで法制化された。そこではヤングケアラーを他の人のためにケアを提供している18歳未満の者と定義した。それに対して、日本ではまだヤングケアラーに関して、調査・研究段階であり、国レベルでは法制化は検討されているが2024年1月現在、法制化にいたっていない。それに対し、地方自治体レベルではヤングケアラー支援の条例を制定するなど一歩進んだ対応をしている。多くの場合、先のイギリスの事例に倣った形でヤングケアラーを定義している。一例を上げれば、入間市ヤングケアラー条例の第2条第1項では「ヤングケアラー 本来大人が担うと想定される家事や家族等身近な者に対する介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を無償で提供する18歳未満の者をいう」と定義付けられている。他の条例も類似した形で定義付けている。しかし、それらの条例にも限界がある。あくまでヤングケアラーを支援するための条例であり、ヤングケアラー自身を権利主体として扱っていない。

詳しくは「2. ケアラー支援条例の限界」で見えるが、ヤングケアラーはあくまで支援を受ける客体の位置に置かれ、法的な権利主張ができる主体の位置に置かれていない。ヤングケアラーは定義にもあるように子どもでもある。子ども

---

3) Henk Herman Nap, Renske Hoefman, Nynke de Jong (2020)

4) ヤングケアラーという概念に対する非難とそれに対するアイルランドでの応答については Allyn Fives (2013) Why we still need the term 'Young Carer' を参照。

の権利の議論においても、しばしば見られる議論であるが、パターンリズミ的な観点が入ってきやすい。ヤングケアラー自身の選択ではなく、社会が期待するヤングケアラー像を押し付けやすい。ヤングケアラーに支援や休憩の場を与えるというのは、必要かつ重要なことではあるが、一面においてあるべきケアラー像の押し付けにつながる可能性がある。

子どもの権利条約や児童福祉法の規定を真面目に捉えるならば、子どもであるヤングケアラーも権利主体である。そうであるならば、ヤングケアラーは保護者や国家に対して何らかの法的な意味での権利主張ができるべきであるはずである。本稿は、虐待などの事例を参考にヤングケアラーからの離脱を権利主張できるのか、障害者福祉などの事例を参考に配慮や支援について権利主張できるのかを考えていく。子どもでありケアラーであるという二重に弱い立場におかれているヤングケアラーの権利論の一助になれば幸いである。

いうまでもなく、家庭内のケアの問題は複雑である。全ての家庭が異なっている以上、安易に法律による類型化は難しい。またヤングケアラーの状況に関する評価も難しい。ケア自体を虐待とみなせるかも、そのケアを自主的にやっているのか強制的にやらされているのかという評価にかかわり、非常に難しい。自主的にやっているようにみえても、良い子であるために、そのような役割を演じているにすぎない場合もあるからだ<sup>5)</sup>。政府の進めているヤングケアラー支援<sup>6)</sup>が目的としているのは、ヤングケアラーたちがその気持ちやニーズや不安を共有できる安全な場所と、ヤングケアラーの心配事を解決するためのサポートを提供することである。しかし、その一方で認識すべきことは、たと

---

5) 評価の問題は難しい。ヤングケアラーへの応答の仕方に関して、阿部は以下のように述べている。「子どもの支援にかかわる多くの人は、「ネグレクト状態に置かれ、保護や公的な支援が必要な子ども」に対して「被害者」と捉えて支援を行おうと考えがちである。その結果、ヤングケアラーも被害者と捉え、その状態からの「解放」だけを考えると、彼・彼女たちが行ってきた行為は「あってはならない悪いこと」となり、「負担の必要性や意味がない」行動と否定されてしまう可能性が考えられる。このようなヤングケアラーの捉え方では、彼・彼女らの心情を理解し、寄り添うことはできない。このような視点はソーシャルワークで「パワレス」とされる状態である。この用語はクライアントを支援の対象として、ソーシャルワーカー主導で支援を行う結果、クライアント自身が持っている力（パワー）が削がれてしまい（レス）、いつまで経ってもクライアントは「支援を求める人」に固定化されることを言う。」阿部（2018）p.114

6) 政府広報オンライン <https://www.gov-online.go.jp/article/202312/entry-5265.html>（アクセス日 2024年2月5日）

えヤングケアラー同士で話し合ったり楽しい時間を持ったりしても、家に帰れば依然として膨大なケアが待っており、それだけではヤングケアラーの置かれている状況を根本的に解決することにはならないという点である。このような困難を踏まえたうえでヤングケアラーの権利について考えないと、このケアの負担の不均衡によるヤングケアラーの問題の本質的な解決は望めないだろう。

## 2. ケアラー支援条例の限界

情報公開などと同様にヤングケアラーに関する法制定は、国よりも地方公共団体が先行している。地方自治研究機構によれば、2024年2月現在、18の地方公共団体<sup>7)</sup>でヤングケアラーを支援する条例を制定している。

しかし、多くの支援条例に規定されているのは、介護者、すなわちケアラーが、個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるよう、社会全体で支えることを目的として、基本理念、自治体の責務や住民・事業者・関係機関等の役割を定め、推進計画や基本方針の策定等である。子どもの権利やヤングケアラーの権利のように子どもやヤングケアラーを主語とした規定はない。初のケアラー条例を制定した埼玉県ケアラー支援条例も同様であるし、他地域のケアラー条例でもヤングケアラーの権利を直接述べたものは見当たらない<sup>8)</sup>。

もちろんヤングケアラーを取り巻く関係者の責務や役割を明確にすること自体は重要である。ヤングケアラーが子どもであるということから、家庭から情報が出てこず、支援のニーズやヤングケアラーの困難の状況といったもの自体が、社会から認識されないということが頻繁にあるからだ。早い段階でのヤングケアラーの発見が適切な公的支援につながり、ヤングケアラー本人が燃え尽きずにケアを継続することが可能になるかもしれない。

しかし、ここで想定されているヤングケアラーは困難な状況にもかかわらず、

---

7) 都道府県レベルで制定しているのは、埼玉県、茨城県、北海道、長崎県、鳥取県、栃木県。市町村レベルで制定しているのは、北海道栗山町、三重県名張市、岡山県総社市、北海道浦河町、岡山県備前市、栃木県那須町、埼玉県入間市、さいたま市、福島県白河市、奈良県大和郡山市、栃木県鹿沼市、埼玉県戸田市

8) [http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/023\\_carersupport.htm](http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/023_carersupport.htm) (アクセス日2024年2月5日)

一生懸命ケアを行う良い子としてのヤングケアラーではないだろうか。そのようなヤングケアラーは各地の支援条例によって、認知され支援を受けられればケアと学業等の両立ができるかもしれない。それでは、ケアを嫌がっており拒否したい、全面的に他者に肩代わりしてもらいたいとか、そのような家庭から離脱をしたいと望むヤングケアラーはどうだろうか。そのような子どもたちにも、同様の支援をしてあげることが本当に十分な権利擁護となるのだろうか。

### 3. 社会的排除<sup>9)</sup>とヤングケアラー

ヤングケアラーは様々な面で社会から排除されている。進路の選択、友人との交流、恋愛・結婚の制約等、実際に様々な場面でハンデを負うことがある。これは社会的排除とみなせるのではないだろうか。

社会的排除<sup>10)</sup>とは、1980年以降、失業率の高まりや失業の長期化のような新しい社会状況が発生し、単なる貧困としては考えることのできない状況を説明する概念として提示されたものである。単に金銭的・物質的欠乏の問題のみに焦点をあてる貧困と異なり、社会的排除は「市民社会の個人として「自己決定」が不可能であるという意味内容を指示する市民としての「権利」「自由」の不十分性・欠如へ」と問題の焦点を移している。ヤングケアラーの属している家庭が金銭的な意味においては恵まれていた場合、貧困という概念では問題状況を把握できないのに対し、社会的排除という概念は問題状況を映し出すことができる。自己決定の不可能性や市民として当然享受できるはずの権利や自由の不十分性・欠如という点は、まさにヤングケアラーの置かれている状況である。

例えば、家族のケアをしなければならぬから、一人暮らしをして県外の学校で学べない。部活に入れない、入ったとしても頻繁に休まなくてはならない。恋愛・結婚に関しても、家族のケアのために諦めざるをえない場面も出てくる。このようにヤングケアラー自身の選択肢の幅が狭くなってしまふ。家族のケア

9) 西原博史(2017) p.26 所得中心主義的な権利論には陥穽があり、個人の生存に負担を課す国家行為を権利論において免責してきた可能性を指摘し達成すべき状態からの引き算による権利侵害ではなく剥奪そのものを権利侵害と捉える視点の転換の必要性についての言及は、ヤングケアラーの問題を考えるうえでも重要な指摘である。

10) 社会的排除の法的観点からの言及について淡路(2018b)。

のために色々なことを諦めざるをえないのは、通常のケアラーにもあてはまる問題でもある。しかし、大きな相違点がある。通常のケアラーの場合は、ケアをする、しないという最初の選択肢があり、その選択の結果としてケアを行っている。それに対し、多くのヤングケアラーはその最初の選択肢が存在せず、気づいたらケアの責任を負わされている。

ここで課題なのは、18歳未満の子どもが家族の生活システムに組み入れられ、「抜け出すことができない固定された負担」が強いられている点である。それは「子どもが自発的に」ケアを担ったとしても、そうしなければ「家族が機能しない」状態になっていることに変わりはない。

各種の調査でも、実際にヤングケアラーは不利益を被っていることが見てとれる。日本ケア連盟の調査によると、ケア負担のある子どもに対する学校生活への影響としては、欠席 (55.2%) 低学力 (40.5%) 栄養心配 (15.0%) などがみられ、学校を休みがち (31.2%) であったり、登校しているが学力不振 (12.3%) になったりなど、深刻な状態に置かれている<sup>11)</sup>。「ヤングケアラー」を疑われた子どもの50.3%は「虐待 (ネグレクト)」と分類されている。また虐待の合計は80.9%であり、複数回答とはいえ全体のかなりの部分が虐待であり、「要支援」<sup>12)</sup>は19.8%にすぎない。この結果に対して、阿部計彦は子どもの権利侵害であると述べている<sup>13)</sup>。

ここまで見てきたように、ヤングケアラーの支援については様々な場で語られるが、権利についてはほとんど語られていない。ヤングケアラーは子どもであるため、権利主体としての位置付けから排除されているといえる。さらに構造的に権利主体として認識されていないのではないか。これまであまり語られていない権利論<sup>14)</sup>を展開することはできるのだろうか、そしてそれによってヤ

11) 日本ケアラー連盟ヤングケアラープロジェクト (2015)

日本ケアラー連盟ヤングケアラープロジェクト (2017)

12) 要支援と要保護に関しては後述。

13) 阿部計彦 (2019) p.115

14) 児童福祉法第1条では、総論的にはあるが子どもの権利を述べている。

第1条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

それに対し、各地のケアラー支援条例は「県」や「市」、「学校」などが主語になって、ケアラーを支援する責任や責務という言葉で語られている。

ングケアラーを救済しえるのか見ていきたい。

#### 4. ヤングケアラーの権利

現代において、子どもも権利主体であるという認識は現在では当たり前の認識ではある。しかし、実態面において子どもの権利はどれほど守られているであろうか。ブラック校則とも言われる理不尽な校則等に対して、全国的な規模で見直し図られるようになったのは近年でしかない<sup>15)</sup>。子どもが権利主体であるということが真面目に受け止められるには子どもの権利条約を批准してから長い時間が必要であった。このような現状では子どもが理不尽な状況におかれていたとしても、それが表にでないために救済の必要性が認識されていなかったとしても、不思議ではない。

ヤングケアラーの状況を考えた時、具体的にはどのような権利が制約されているといえるのだろうか。子どもの権利条約第28条には教育を受ける権利<sup>16)</sup>が、第31条には余暇・遊び及び文化的活動の権利<sup>17)</sup>が、第27条には生活水準の権利<sup>18)</sup>が、第6条第2項には発達の権利<sup>19)</sup>が示されている。そして、そもそも第18条の保護者の養育責任<sup>20)</sup>が満たされていないとみなされても仕方ない事例も散

15) 髪型の規制に関して、淡路 (2018a)。

16) 子どもの権利条約 第28条

締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、

- a 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。
- b 種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。
- c すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする。
- d すべての児童に対し、教育及び職業に関する情報及び指導が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとする。
- e 定期的な登校及び中途退学率の減少を奨励するための措置をとる。

17) 第31条

- ① 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。
- ② 締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。

見される。ここに挙げた権利は果たして充足されているだろうか。

世間では「子どもが家庭で手伝いをするのは当たり前」や「昔は年長の子どもが年下の子の面倒をよくみていた」という見方は根強い。しかしヤングケアラー問題は、ただ単に子どもが家族の世話をしていることではない。「恒常的に相当量のケアや重要なケアに携わり、普通は大人がするとされているようなレベルの責任を引き受けている」のが問題なのである。このように年齢以上の負担になっていることも課題だが、一番の課題は、子どもが本来持っている権利が侵害され、子どもとしての安心や幸せ、心身の健康な成長が脅かされていることが課題の中心である。「ヤングケアラー」問題を考えるうえでは、「子どもへの権利侵害」という視点を忘れてはならない<sup>21)</sup>。

それでは、ヤングケアラーの権利はどのように構成されるべきか。比較対象

#### 18) 第27条

- ① 締約国は、児童の身体的、精神的、道徳的及び社会的な発達のための相当な生活水準についてのすべての児童の権利を認める。
- ② 父母又は児童について責任を有する他の者は、自己の能力及び資力の範囲内で、児童の発達に必要な生活条件を確保することについての第一義的な責任を有する。
- ③ 締約国は、国内事情に従い、かつ、その能力の範囲内で、1の権利の実現のため、父母及び児童について責任を有する他の者を援助するための適当な措置をとるものとし、また、必要な場合には、特に栄養、衣類及び住居に関して、物的援助及び支援計画を提供する。
- ④ 締約国は、父母又は児童について金銭上の責任を有する他の者から、児童の扶養料を自国内及び外国から、回収することを確保するためのすべての適当な措置をとる。特に、児童について金銭上の責任を有する者が児童と異なる国に居住している場合には、締約国は、国際協定への加入又は国際協定の締結及び他の適当な取決めの作成を促進する。

#### 19) 第6条

- ① 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。
- ② 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

#### 20) 第18条

- ① 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。
- ② 締約国は、この条約に定める権利を保障し及び促進するため、父母及び法定保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助を与えるものとし、また、児童の養護のための施設、設備及び役務の提供の発展を確保する。
- ③ 締約国は、父母が働いている児童が利用する資格を有する児童の養護のための役務の提供及び設備からその児童が便益を受ける権利を有することを確保するためのすべての適当な措置をとる。

21) 阿部計彦 (2019) p.75

としてふさわしいのは社会権の中の生存権<sup>22)</sup>だろう。現在の生存権は、主観的な請求権としては、国の立法不作為を糾弾しうるだけで、直接的な権利救済の道はほとんど閉ざされている。実態としては、生存権は裁判で主張可能な法的権利から、国家に対して単なる努力目標を示す指針と化しているとも言われている<sup>23)</sup>。本来、権利である「生存権が政策目標へと改変され、経済的自由権に対する調整原理へと丸め込まれた」のである。そのため、憲法上の受益権が立法府の広範な裁量に任せられ、法的請求権としての実質を獲得できなかったので、国家財政への配慮が個人のニーズの充足よりも優先されることとなった。それゆえ、生存権が憲法上の権利であるにもかかわらず財政上の配慮により、充足されない。しかし、これでは多数決の論理を排除してでも守るべき一線としての憲法上の権利が、法律に従属する転倒現象が生じている。そのようなくびきから逃れるためには、社会的排除の解消を単なる政策課題にせず、法的解決を求めるべきものとするのが重要となる<sup>24)</sup>。

ヤングケアラーの権利をそのようなものにしなないためには、どのように構成すべきだろうか。自由権の構成と社会権の構成が考えられるが、まずは自由権的構成から考えてみたい。自由権的構成で考えられる権利としては、ヤングケアラーから離脱する権利であろう。子どもだとしても人権享有主体であるならば、自分の生き方、生きる場所を決める権利があるはずである。ケアの負担が過剰であり、虐待と類似といえるならば、児童相談所等の公的機関に助けを求め、保護者・家庭から離脱する（離脱する自由を妨害されない）権利が想定できる。しかし、虐待事例と同様に一時的な離脱の後の対応が問題である。一時的な離脱の後に、完全な離脱を後押しするのか、適切な支援をしたうえで家族関係の再構築をするのか、画一的な措置をとることはできない。子どもの権利との兼ね合いを考えれば、ヤングケアラーの家庭に対しては、民法820条（親の監護・教育権）の一部を制約してでも、離脱の自由を認めるべきではないだろうか。

対国家に対しても、差別禁止や必要な制度構築を求めることを主張することができるだろう。ヤングケアラーが子どもであるために、大人のケアラーが利

---

22) 生存権に関する議論に関しては差し当たり、野中他（2012）p.501、佐藤（2011）p.361を参照せよ。

23) 既存の生存権に議論に対する批判的考察として、西原（2017）p.23。

24) 淡路（2021b）

用できる法的枠組みから排除されている場面は数々あるが、そのような枠組みから排除されない、もしくは同様の制度構築を求めることが権利主張としてできるのではないか。例えば、働くケアラーは、育児・介護休業法第15条により通算93日間介護休暇<sup>25)</sup>を取れるが、学校に通っているヤングケアラーはケアによって遅刻や欠席をしたとしても、同様の保障はない。また同法の第16条<sup>26)</sup>には介護休業を取得したことに対する不利益取り扱いの禁止が定められているが、そのような保護もヤングケアラーにはない。同じようなケアを提供しているにもかかわらず、子どもであるため大人のケアラーよりも弱い立場であるヤングケアラーには保障されず、単なる欠席として扱われる。ここには法の欠けがあると看做されるを得ない。育児・介護休業法の対象を拡大し学校に通う児童・生徒・学生を加えるか、ヤングケアラー向けの同様の法律の制定がなされるべきであろう。

ヤングケアラーを援助する制度構築を国や地方公共団体に求める権利にも難点はある。支援策は必要であるが、それらはヤングケアラーの位置を固定化する可能性も秘める。ヘルパーの派遣や相談所の創設、横のつながり作りといった対策は有効な政策ではあるが、悩みも聞くし支援もするので、ケアラーの位置には居続けてくださいというメッセージとして受け取られる可能性、もっと強く言ってしまうとヤングケアラーであることを強いてしまう可能性もある。ヤングケアラーも教育を受ける権利、職業選択の自由といった憲法上の権利を享受できるべきであるからこそ、子どもの権利について規定している児童福祉法第1条<sup>27)</sup>の実質化が必要であろう。つまり、児童福祉法第1条が権利という言葉を使っている以上、単なる政策目標ではなく請求可能な法的権利として扱わ

---

25) 育児介護休業法 第十五条 介護休業申出をした労働者がその期間中は介護休業をすることができる期間（以下「介護休業期間」という。）は、当該介護休業申出に係る介護休業開始予定日とされた日から介護休業終了予定日とされた日（その日が当該介護休業開始予定日とされた日から起算して九十三日から当該労働者の当該介護休業申出に係る対象家族についての介護休業日数を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日。第三項において同じ。）までの間とする。

26) 第十六条 事業主は、労働者が介護休業申出をし、又は介護休業をしたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

27) 児童福祉法第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

れるべきである。

「自助、共助、公助」<sup>28)</sup>という言葉が近年福祉関係でも使われるが、健康で文化的な最低限度の生活の保障をするのは誰なのか？公助が足りない部分が、家族の自助としてヤングケアラーに押し付けられ、それが過度な負担になっているとしたら、究極的には恒常的な離脱を求める権利までヤングケアラーに認めるべきではないだろうか。

澁谷が述べるように日本の児童福祉法は「要保護児童」と「要支援児童」が同一の条文で扱われている」<sup>29)</sup>おり、「実際には「要支援児童」は虐待を受けている子ども等の緊急性を要する「要保護児童」の後回しにされ、なかなか支援が行き届きにくく、ヤングケアラーは要保護児童ではないため「不登校などの大きな問題になってからでないと支援につながりにくい」という状況にある<sup>29)</sup>。「学校生活に支障がない」状態であればヤングケアラーへの支援の必要性は社会に認知されにくい。しかし、各種の調査を踏まえてみれば、多くのヤングケアラーは心理的な負担や身体症状が存在している<sup>30)</sup>。これは「手強いというレベルではない<sup>31)</sup>」という年齢以上の負担である。そして、阿部によれば、まだ保護が必要とされる18歳未満の子どもが、大人と同じような分量のさまざまな家族のケアニーズを担う状態は、その子ども達に大きな心理、身体的な負担を強いることになり、その負担が限界を超えれば、学校でのさまざまな支障が生じるだけでなく、子どもは心身の不調や病気に追い込まれるが、「学校での支障」や「心身の不調や病気」という子どもからのサインがあれば、周囲の大人に発見され支援が行われる。本来ヤングケアラー状態であること自体が、「子どもにおとなと同じような大きな負担を強いているのであり、支援が必要である」という認識が必要であるとの指摘は重要である<sup>32)</sup>。しかし、ここでもう一步踏み込んで考えてみたい。前述のヤングケアラー条例の限界でも述べた通り、支援はあくまでヤングケアラーが潰れないための支援であって、ヤングケアラーの立場を固定化しかねないものである。ヤングケアラーのニーズは

---

28) 飯田 (2021) p.287

29) 澁谷 (2018) p.111

30) 奥山 (2018) pp.149-151

31) 澁谷 (2018) p.93

32) 阿部 (2019) p.112

千差万別である。やりがいを感じている者もいれば、周囲から強いられて仕方なくやっている者、学業に影響が出ている者、健康に影響が出ている者、様々である。

そのような中で、ヤングケアラーのニーズを把握し、ヤングケアラーが社会的に包摂されるためには、どうするべきか。障害者運動と障害者法制が参考になるだろう。恩恵ではなく権利を求めた障害者運動は、当事者抜きの法制定を批判し、法律策定のプロセスに当事者を参加させることを求めた<sup>33)</sup>。ヤングケアラーの問題も当事者を参加させることによるのみ、社会的排除からの脱却を図れるだろう。

社会的排除の対となる概念である社会的包摂には気を付けなくてはならない点がある。それは社会的包摂に潜む多数派への迎合、被保護者としての生の強制の問題である。集団の権利や政策目標としての社会的包摂は重要なものであるが、包摂の際に少数派に対して、生き方や考え方の強制になる契機になる可能性がある。社会における標準的な在り方を定め、そこからの距離を測る結果志向アプローチは、どうしてもその危険性を拭い去れない。それゆえ主張されるべきは恩恵としての保護ではなく、権利としての給付である。重要なのは「排除は、社会的原因によって、個人において生ずる」という認識である<sup>34)</sup>。この認識は、社会的排除を単にグループの権利（政策目標）ではなく、個人の権利として取り扱える可能性を開くものである。そして、この点が裁判による救済の前提となる提訴の可否にかかわる。集団としてのヤングケアラーではなく、ヤングケアラーとして位置付けられている一人ひとりが権利を行使し、社会的排除に抗して自己の可能性を広げること。これができてはじめてヤングケアラーの問題は社会において周縁化されることなく、解決の方向に向かうことができるだろう。

---

33) イギリスの障害者運動と障害者法制に関しては、杉山 (2016) を参照せよ。

34) Sen (2000) p.8

## [付記]

本研究は科学研究費補助金（基盤（C）・課題番号19K01303）による成果の一部である。

## 参考文献

- Allyn Fives, Danielle Kennan, John Canavan, Bernadine Brady (2013) Why we still need the term 'Young Carer': Findings from an Exploratory Study of Young Carers in Ireland, *Critical Social Work*, Vol. 14, No. 1, Pages 49-61
- Amartya Sen (2000) Social Exclusion: Concept, Application and Scrutiny (*Asian Development Bank*)
- Henk Herman Nap, Renske Hoefman, Nynke de Jong, Lieke Lovink, Ludo Glimmerveen, Feylyn Lewis, Sara Santini, Barbara D'Amen, Marco Socci, Licia Boccaletti, Giulia Casu, Alessandra Manattini, Rosita Brolin, Karina Sirk, Valentina Hlebec, Tatjana Rakar, Tjasa Hudobivnik, Agnes Leu, Fabian Berger, Lennart Magnusson & Elizabeth Hanson (2020) The awareness, visibility and support for young carers across Europe: a Delphi study, *BMC Health Services Research* 20, Article number: 921
- Marianne Frech, Martin Nagl-Cupal, Agnes Leul, Gisela C. Schulze, Anna-Maria Spittel, Steffen Kaiser (2019) Who are „Young Carers“? Analysis of the Use of the Term in German Speaking Countries and Development of a Definition, *INTERNATIONAL JOURNAL OF HEALTH PROFESSIONS* Volume 6, Issue 1, Pages 19-31
- 阿部計彦 (2019) 「ヤングケアラーと子どもへの権利侵害」西南学院大学人間科学論集（第15巻第1号75-117頁）
- 淡路智典 (2021a) 「黒染め校則と教育的裁量」季刊教育法第211号
- 淡路智典 (2021b) 「法的問題としての社会的排除」遠藤美奈、植木淳、杉山有沙編著『人権と社会的排除』（成文堂）所収
- 飯田高 (2021) 「自助・共助・公助の境界と市場」内閣府経済社会総合研究所経済分析（第203号）285-307
- 奥山滋樹 (2018) 「ヤングケアラー心理尺度改訂版の開発 - 項目表現の変更とカットオフポイントの検討 -」東北大学大学院教育学研究科研究年報
- 佐藤幸治 (2011) 『日本国憲法論』成文堂
- 澁谷智子 (2018) 『ヤングケアラー』（中央公論新社）。
- 杉山有沙 (2016) 『障害差別禁止の法理』成文堂
- 西原博史 (2017) 「社会的排除と差別」浅倉むつ子、西原博史編著『平等権と社会的排除』（成文堂）所収
- 野中俊彦、中村陸男、高橋和之、高見 勝利 (2012) 『憲法 I（第5版）』有斐閣
- 日本ケアラー連盟ヤングケアラープロジェクト (2015) 「南魚沼市ケアを担う子ども（ヤングケアラー）についての調査＜教員調査＞報告書」日本ケアラー連盟
- 日本ケアラー連盟ヤングケアラープロジェクト (2017) 「藤沢市ケアを担う子ども（ヤングケアラー）についての調査＜教員調査＞報告書」日本ケアラー連盟